

令和6年能登半島地震および令和5年奥能登地震に係る 不動産取得税の取扱いについて

このたびの地震により被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。
石川県では、不動産取得税について次のような制度があり、適用を受けるためには申請が必要です。
申請手続など詳しい内容については、次頁の問い合わせ先へお尋ねください。

災害減免

滅失又は損かいの程度に応じて、税額を減免します。

対象となる不動産

- ① 災害により被害を受けた不動産(被災不動産)の所有者が、地震発生の日から3年以内に取得した、被害不動産と同一用途に供する不動産(代替不動産)
- ② 災害により被害を受け、その納期限までに滅失又は損かいた不動産
※②の不動産で減免した場合、①の不動産では減免ができません。

減免率

家屋

被害の程度	全壊	大規模半壊、中規模半壊	半壊、準半壊	一部損壊・床上浸水
減免率	100%	60%	40%	20%

※「大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊」であっても、当該被害家屋を取壊した場合は、「全壊」とします。

土地

被害面積割合	80%以上	60%以上80%未満	40%以上60%未満	20%以上40%未満
減免率	100%	80%	60%	40%

計算方法

「対象となる不動産」によって計算方法が以下の通りとなります。

家屋

$$\text{① 減免額} = \text{代替不動産の1㎡当たり評価額} \times (\text{被災不動産の面積} \times \text{被害の程度に応じた減免率}) \times \text{税率}$$

$$\text{② 減免額} = \text{被災不動産の評価額} \times \text{被害の程度に応じた減免率} \times \text{税率}$$

土地

$$\text{減免額} = \text{被災不動産の評価額} \times \text{被害の程度に応じた減免率} \times \text{税率}$$

手続き

令和6年1月1日以降に納期限が到来する課税対象の不動産のうち、「対象となる不動産」のいずれかに該当する場合は、以下の書類を各県総合(県税)事務所へ提出してください。

- (1) 減免申請書(各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。)
- (2) リ災証明書(市役所、町役場で発行)
- (3) 固定資産税の減免決定を証する書類(市役所、町役場で発行)
リ災証明書が発行されない不動産の場合について添付してください。
- (4) 被災不動産の被災年の固定資産評価額が分かる書類
上記「対象となる不動産」の①に該当する方のみ
- (5) 滅失登記
大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊で取壊しを行った場合
- (6) その他被害の程度が確認できる書類

申請期限

申請期限は、原則、納税通知書に記載された納期限の7日前です。申請期限までに書類が揃わない場合等は、ご連絡ください。

徴収猶予

災害を受けたことにより、一時に納税することができないと認められる税額を限度として、1年以内の期間にかぎり税の徴収を猶予します。

手続き

以下の書類を各県総合（県税）事務所へ提出してください。

- (1) 徴収猶予申請書（各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。）
- (2) 被害の程度が分かる書類
- (3) 財産目録（各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。）
- (4) 収支の明細書（各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。）

問い合わせ先

災害減免について

取得した不動産の所在地	名称	所在地	電話番号
小松市、加賀市、能美市、川北町 金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町	金沢県税事務所	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8833
七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町ニ 33	0767-52-6112

徴収猶予について

取得した不動産の所在地	名称	所在地	電話番号
小松市、加賀市、能美市、川北町	小松県税事務所	〒923-8515 小松市園町ハ 108-1	0761-23-1713
金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町	金沢県税事務所	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8835
七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町ニ 33	0767-52-6112
輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	奥能登総合事務所 納税課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10-11-1	0768-26-2304

石川県ホームページ



災害減免について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html>



徴収猶予について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/yuuyoseido/yuuyoseido.html>

減免額の計算例

【ケース1】 被害家屋を取壊し、代替家屋(住宅)を新築した場合



(1) 代替家屋の当初税額

$$\text{評価額} \quad \text{新築住宅の軽減}^{*2} \quad \text{税率}^{*3} \\ (1,800 \text{ 万円} - 1,200 \text{ 万円}) \times 3\% = 180,000 \text{ 円} \dots \textcircled{1} \text{ 当初税額}$$

(2) 減免額

$$\begin{array}{ccccccc} \text{代替家屋の} & \text{被災家屋の} & \text{被害の程度に} & & & & \\ \text{1㎡} & \text{面積} & \text{応じた減免割合} & \text{税率} & & & \\ \text{当りの評価額} & & & & & & \\ 10 \text{ 万円} & \times (150 \text{ ㎡} & \times 100\%) & \times 3\% & = & 450,000 \text{ 円} & \dots \textcircled{2} \text{ 減免額} \end{array}$$

(3) 減免後の税額

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} = 0 \text{ 円} \dots \text{この不動産の税額は全額減免}$$

※1 延床面積には車庫、物置等を含む

※2 住宅および住宅用土地の軽減
取得した不動産によって軽減される金額が異なります。右記ホームページをご確認ください。

※3 税率

土地 3%

住宅 3%

住宅以外の家屋(店舗等) 4%

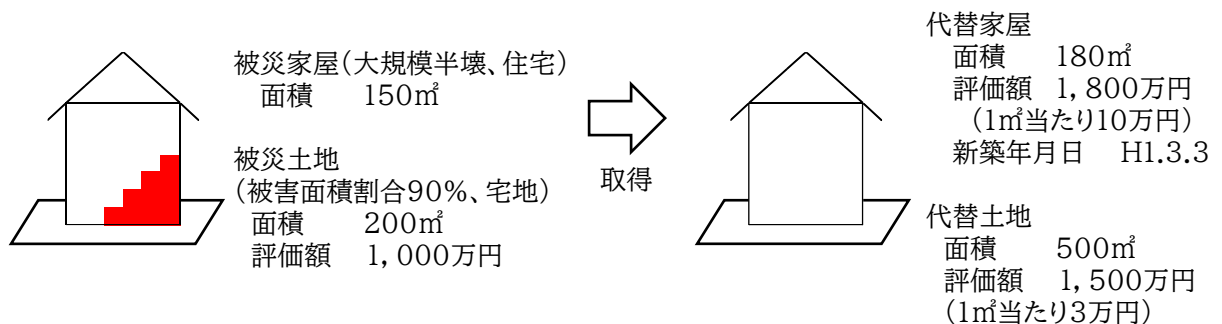
新築住宅

中古住宅

住宅用土地



【ケース2】 中古の代替家屋(住宅)を取得した場合



(1) 代替家屋の当初税額

$$\begin{array}{l} \text{中古住宅の軽減}^{*2} \\ \text{家屋} (1,800 \text{ 万円} - 450 \text{ 万円}) \times 3\% = 405,000 \text{ 円} \dots \textcircled{1} \text{ 当初税額} \\ \text{土地} 1,500 \text{ 万円} \times 1/2 \times 3\% = 225,000 \text{ 円} \\ 3 \text{ 万円} \times 1/2 \times 200 \text{ ㎡} \times 3\% = 90,000 \text{ 円} \dots \text{住宅用土地の軽減}^{*2} \end{array}$$

$$225,000\text{円} - 90,000\text{円} = 135,000\text{円} \dots\textcircled{2}\text{当初税額}$$

(2) 減免額

$$\text{家屋 } 10\text{万円} \times (150\text{m}^2 \times 60\%) \times 3\% = 270,000\text{円} \dots\textcircled{3}\text{減免額}$$

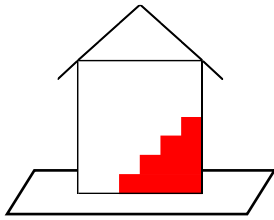
$$\text{土地 } 1,000\text{万円} \times 100\% \times 1/2 \times 3\% = 150,000\text{円} \dots\textcircled{4}\text{減免額}$$

(3) 減免後の税額

$$\text{家屋 } \textcircled{1} - \textcircled{3} = 135,000\text{円} \quad \dots\text{この不動産の納める税額}$$

$$\text{土地 } \textcircled{2} - \textcircled{4} = 0\text{円}$$

[ケース3] 課税対象の家屋が納期限までに被害を受けた場合



被災家屋(半壊、店舗)
評価額 1,300万円
面積 120m²

土地(被害面積割合50%、宅地)
評価額 1,000万円
面積 100m²

(1) 当初税額

$$\text{家屋 } 1,300\text{万円} \times 4\% = 520,000\text{円} \dots\textcircled{1}\text{当初税額}$$

$$\text{土地 } 1,000\text{万円} \times 1/2 \times 3\% = 150,000\text{円} \dots\textcircled{2}\text{当初税額}$$

(2) 減免額の算定

$$\text{家屋 } 1,300\text{万円} \times 40\% \times 4\% = 208,000\text{円} \dots\textcircled{3}\text{減免額}$$

$$\text{土地 } 1,000\text{万円} \times 60\% \times 1/2 \times 3\% = 90,000\text{円} \dots\textcircled{4}\text{減免額}$$

(3) 納付する税額

$$\text{家屋 } \textcircled{1} - \textcircled{2} = 312,000\text{円} \quad \dots\text{この不動産の納める税額}$$

$$\text{土地 } \textcircled{3} - \textcircled{4} = 60,000\text{円}$$